

低所得者加算について

低所得者加算について

○ 社会保障・税一体改革成案の記載

○ 最低保障機能の強化

- ・ 低所得者への加算
 - ・ 障害基礎年金への加算
 - ・ 受給資格期間の短縮
- 〔 0.6兆円程度 〕

※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動

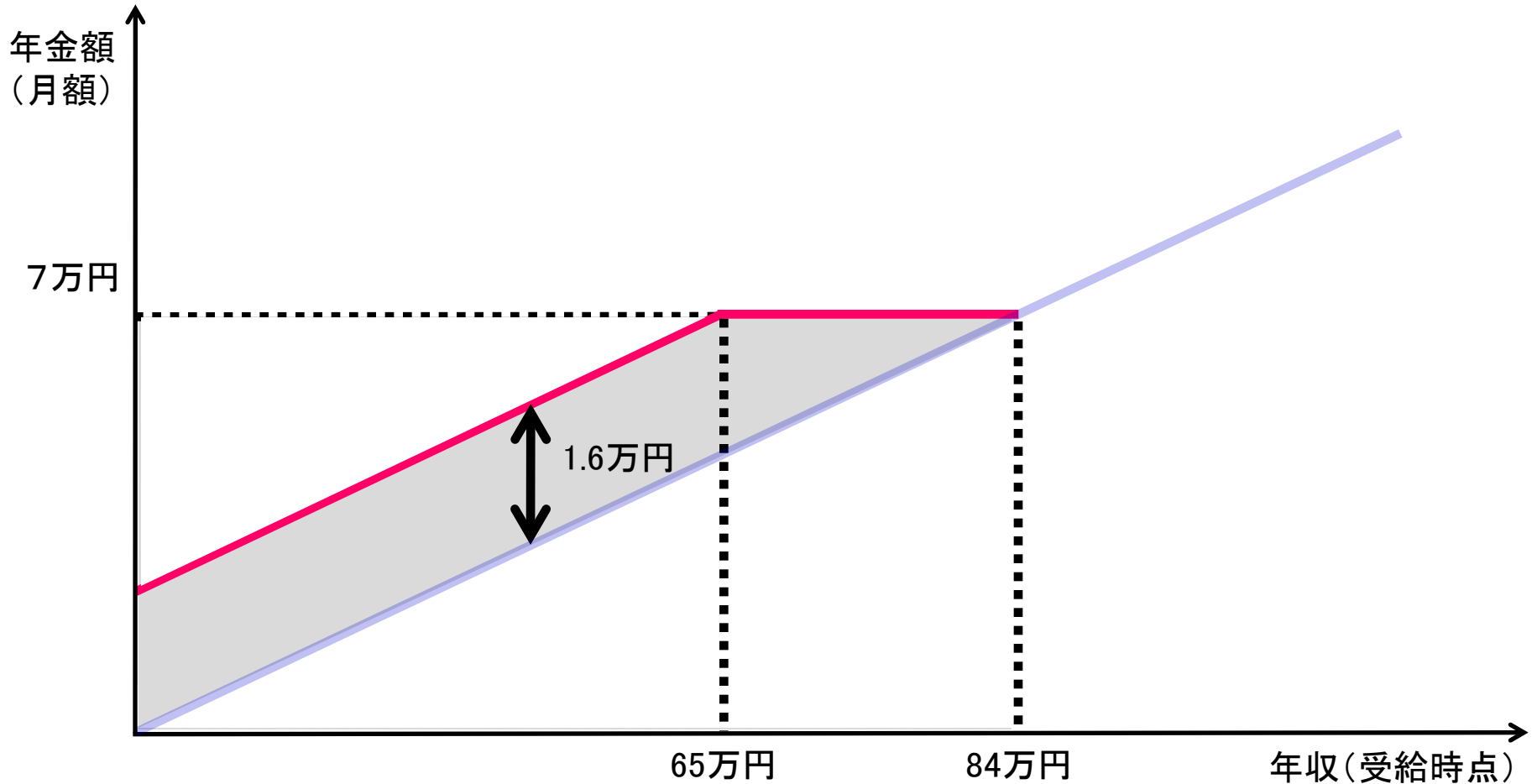
※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提

○ 低所得者への加算についての試算(6月時点)の前提

- ・ 年収65万円未満の者に対して、一律月額1.6万円を加算する。
- ・ 年収65万円～84万円の者に対しては、所得が逆転しないような措置を講じる。
- ・ 上記は単身者の場合であり、単身以外の場合は、年収基準を2倍する。
- ・ 資産保有による要件は設けない前提。

一体改革成案段階の案(定額加算)

- 年収65万円未満の者に対して、一律月額1.6万円を加算する。
- 年収65万円～84万円の者に対して、所得が逆転しないような措置を講じる。



- ※ 単身の場合。世帯の場合には、年収基準を2倍することを検討。
- ※ 年収とは、年金のほか、給与収入や事業所得等を合計したものを指す。
- ※ 加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模は変動する。
- ※ 加算額の月額1.6万円は、7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差による。
- ※ 年収65万円～84万円の者に対しては、所得が逆転しないような措置を講じる。

指摘されている論点

- 未納者に対しても一律に加算する場合、真面目に納付した者からみて不公平感が生じるのではないか。このため、保険料を納付するインセンティブを維持できる工夫が必要ではないか。
- 特に、年収65～84万円の者(基礎年金のみの場合、納付年数32～40年の者)に対して、一律に7万円となるように加算するので、32年余納付してその後の7年余は払わないことが、最も得になるというような悪いメッセージを与えてしまうのではないか。

